

財務省第11入札等監視委員会

令和7年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和8年3月18日(水) 高松国税局 第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和7年10月1日(水)～令和7年12月31日(水)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名: 伊予三島税務署 照明改修工事 契約相手方: 株式会社座小田電気 (法人番号5290801006658) 契約金額: 3,520,000円 契約締結日: 令和7年6月23日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和7年度高松サンポート合同庁舎中央監視装置増設工事 契約相手方: アズビル株式会社ビルシステムカンパニー高松営業所 (法人番号9010001096367) 契約金額: 14,850,000円 契約締結日: 令和7年10月15日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 確定申告に係るハイテーブル等物品の借上げ業務 契約相手方: 山王スペース&レンタル株式会社 (法人番号7010001009719) 契約金額: 12,980,000円 契約締結日: 令和7年11月26日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和7年度林町住宅ほか4住宅アスベスト調査業務 契約相手方: 株式会社ERI検査センター (法人番号6010701005596) 契約金額: 2,662,000円 契約締結日: 令和7年12月24日 担当部局: 四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名: 令和7年度高松サンポート合同庁舎中央監視装置増設工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「伊予三島税務署 照明改修工事」 契約相手方：株式会社座小田電気 契約金額：3,520,000円 契約締結日：令和7年6月23日 担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低い理由は。</p> <p>LED化の工事はどれぐらい進んでいるのか</p>	<p>精通者3社から各部材に係る単価見積を徴取し、当局において、市販の積算資料とも対比し、予定価格を算定したが、落札業者である(株)座小田電機に確認したところ、各部材を当局の予定金額よりも大幅に安い金額で調達できており、かつ、経験による効率的な作業ノウハウが蓄積されているとのことであり、これらの要因が相まって、落札率が低い結果となったものと考えられる。</p> <p>四国管内26税務署のうち、20署の工事が完了しており、進捗率は77パーセントとなっている。</p> <p>工事が終わっていない署は、徳島署、鳴門署、高松署、今治署、伊予西条署、新居浜署であり、今後は国税庁と調整しながら進めていくこととなる。</p> <p>なお、令和8年度は、今治署、伊予西条署、新居浜署の工事をを行う予定である。</p>

【案件2】

「令和7年度高松サポート合同庁舎中央監視装置増設工事」

契約相手方 : アズビル株式会社ビルシステムカンパニー
高松営業所

契約金額 : 14,850,000円

契約締結日 : 令和7年10月15日

担当部局 : 四国財務局

事前の見積り段階では、2者から見積書を徴求しているが、応札が1者となった理由如何。

アズビル社製の既存システムを他者が取り扱うことができる可能性、見込みはあったのか。

アズビル社でないと工事が難しい状況で予定価格はどのように算定したのか。

既設の中央監視装置は、今回の落札者であるビル管理システムメーカーのアズビル株式会社（以下、「アズビル社」という）の製品で構築されており、拡張には同一メーカーの専用品を使用する必要がある。

仮に異なるメーカーを混在させると、通信が安定しない、監視データが正しく表示されない、故障時の責任区分が曖昧になる、といった運用上の重大なリスクが生じるおそれがある。

このため、入札に参加するには、既存システムと互換性を持ち、確実に連携できる必要があり、他者が自社製品で同等の動作保証をすることは困難と判断し、1者応札となったものと考えられる。

前述のとおり、施工にあたってはアズビル社の専用品を使用する必要があるものの、他者がアズビル社に対し、必要に応じて連携協力を求めたうえで施工することは可能と考えた。

アズビル社の専用品の予定価格については、アズビル社と、他者がアズビル社から調達することを想定した別の1者、計2者から見積書を徴取し、その平均価格を基に積算している。

また、一般管理費や現場管理費等の経費については、国土交通省が発出している公共建築工事共通費積算基準を基に積算している。

【案件3】

「確定申告に係るハイテーブル等物品の借上げ業務」

契約相手方：山王スペース&レンタル株式会社

契約金額：12,980,000円

契約締結日：令和7年11月26日

担当部局：高松国税局

借上げ物品の数量や契約金額の推移は。

例えば契約の規模が縮小するなど、今後の見通しは。

昨年度と比較しますと、契約金額は令和7年度が1,298万円、令和6年度が1,309万円であり、11万円しか差がでていない状況ではあるが、契約点数では、令和7年度が2,502点、令和6年度が3,118点と616点の減少となっている。

設置費用等の人件費や運送費の上昇が、数量の減少ほど契約金額が下がらなかった原因ではないかと考えている。

確定申告は、e-Taxを利用することで家から申告してもらうことを推奨しており、実際に税務署等の確定申告会場への来場者数は年々減少していることから、確定申告会場の規模は縮小されていくと想定される。

【案件4】

「令和7年度林町住宅ほか4住宅アスベスト調査業務」

契約相手方 : 株式会社E R I 検査センター
契約金額 : 2,662,000円
契約締結日 : 令和7年12月24日
担当部局 : 四国財務局

落札率が非常に低い理由如何。

本件の調査対象建物は、平成3～4年頃に建築された建物も含まれているが、この時期にアスベストは規制されていなかったのか。

調査結果については、報告書が作成されることとなるのか。

一般的に当該調査の方法や範囲や深度などは、ルールが決められており、どの業者に頼んでも同じような方法等で実施するものか、又は、受注業者の判断で実施することとなるのか。

落札した業者へのヒアリングによると、「四国におけるアスベスト調査業務の現状は把握していないが、東京・大阪・名古屋等の都市圏においては、落札額が低下してきていると認識している。入札にあたっては、他の自治体等の落札額を参考に入札額を決定しており、今回の入札額が著しく低い金額であるとは考えていない。また、自社において定性分析を行うことが可能であり、その面において入札額を低く抑えることができていると考えている。」とのことであった。

アスベストは、労働安全衛生法施行令が改正された平成18年9月1日から全面禁止されている。これにより、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている。

本件の調査対象建物は、当該改正日より前に新築されたものであり、アスベストが使用されている可能性があるため、本件調査を行うこととしたものである。

調査結果は石綿分析結果報告書として作成され提出される。当該報告書は、当該建物の売却価格鑑定時に鑑定する民間精通者に参考資料として提出されるほか、一般競争入札等による売却時には、閲覧に供される。また、売買契約時には、契約条項に当該報告書の交付を明記の上、対象物件の引き渡しとともに購入者に交付されることとなる。

当該調査については、入札調査業務仕様書において調査方法や調査箇所などを定めていることから、受注業者にかかわらず、同一の方法等で調査を実施することとなる。しかしながら、受注業者が現場を見て、追加調査等が必要と判断した場合などは、当局と協議のうえ、必要に応じ変更契約を締結することとなるため、受注業者の判断で実施する部分もあるのが実情である。